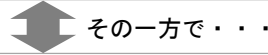


現行憲法における地方自治の現状と課題

地方自治規定の意義

独立した1章を設け、「地方自治」を憲法の統治機構の不可欠の要素として位置付けたもので、高く評価すべきであり、現行憲法の規定が戦後の地方自治の確立・発展に果たした役割は大きい



地方自治の現状と課題

- ・地方自治規定は簡短概括型の憲法の中でも特に簡潔ゆえに、地方自治法などの法律で「自治体の著の上げ下ろしまで」指図する傾向
- ・都市部への人口集中と地方の過疎化の進展、不十分な地方への権限・財源の移譲、均質的・同質的で個性が感じられない画一的なまちづくりなど、憲法制定時には想定されていなかった諸問題が発生し、数次にわたる分権改革にもかかわらず、到達点はいまだに暗中模索の状況(「未完の分権改革」)

分科会における議論

① 総論

○規律密度の低さ

地方自治規定は、規律密度が低い(4箇条のみで法律委任項目が多数)が、一方では自治体の統治構造の柔軟性を奪っている側面(=二元代表制の「固定」も「過少」と「過剰」の同居)。また、92条(総則規定)は「地方自治の本旨」という歯止めを設けると同時に、「法律」による具体化を規定しており、国の介入に対する防御的機能を担うべき92条が、逆に広汎な委任を行うという規定構造こそが、国の介入を容認する基礎になっているとの指摘も

○地方自治の基本原則

指導理念としての「地方自治の本旨」には、「団体自治」や「住民自治」のほか、「補完性の原則」や「近接性の原則」を読み込むべきとの見解も

- ➡ 規律密度が低いことのメリット(法律レベルで柔軟に多様な制度を構想できる)・デメリット(解釈や法律への委任に依存する部分が多く、憲法の制限規範としての役割を果たしにくい)を踏まえ、②や③と連動させ、解決の方向性を考える必要

② 権限・財源(国と地方の権限分配)

○自治行政権・自治立法権

権限付与規定である94条は、自治体を「統治団体」として位置付けており、高く評価すべき。条例制定権については、条例の規定が「法律の範囲内」か、否かが争われる事例も多数

- ➡ 「法律の範囲内」の緩やかな解釈、自治体関係立法を大綱的なものに留める仕組みの導入、政省令委任から条例委任への移行を要検討。なお、広域自治体の役割にも留意

○自治財政権

過少な税配分、各府省のひも付き補助金、不十分な地方交付税制度(地域間の財政力格差是正の不十分さ)など、多くの課題

- ➡ 一括交付金の復活、地方消費税の充実・強化、地方交付税制度の改善等を通じて、自治財政権を確立する必要

③ 組織(自治組織権)

○統治機構のあり方

全ての自治体について一律に「二元代表制」(首長・議員の直接公選制)を採用

- ➡ 二元代表制が定着している一方で、柔軟な統治構造の選択を可能とすべしとの要請等も踏まえ、多様な自治・統治構造のあり方についても腰を据えた検討が必要

○住民投票

間接民主制と直接民主制の連携のあり方等の論点の指摘も

- ➡ 重要事項に関する住民の自己決定権の保障のため、住民投票を実施しやすくすることが重要

○外国人の政治参加

- ➡ 外国人の政治参加のあり方については、検討を進める必要

④ その他

○参議院の組織と機能・権限

参議院の「一票の較差」に係る合憲判決の前提である「合区制度」には根強い批判

- ➡ 合区解消は必要であり、地方の声を適切に国会に届けることも重要。制度設計には両院の機能・権限分配に及ぶ広範な検討が不可欠であり、まずは、現行憲法下で、参議院に地方代表的性格を持たせるための方策の可能性を丁寧に検討する必要

「憲法レベルの改革」と「法律レベルの改革」のアプローチのいずれが望ましいかは、当分科会においては後者(「交付税制度の抜本改革」等)の意見が多かったが、今後、党の憲法調査会や衆参の憲法審査会において、さらに議論を深める必要